

静岡産業大学衛生委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学(以下「本学」という。)の藤枝、磐田各キャンパスに衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令等に基づき、本学に勤務する教職員の災害及び疾病の予防、健康の保持増進並びに職場環境の改善向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 事務局長または事務局次長 1人
 - (2) 衛生管理者 1人
 - (3) 産業医 1人
 - (4) 前各号以外の者で、各キャンパスで選任された教職員 2～3人
 - (5) 理事長が指名した教職員 1人。ただし、前号で選任された者を指名することができる。
- 2 前項において、第2号、第3号及び第5号の合計人数と第4号の人数は同数とする。
なお、第5号ただし書きに該当する者は、第4号に含めるものとする。
- 3 委員長は事務局長または事務局次長とし、議長となる。
- 4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合、補充された後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本対策に関すること
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本対策に関すること
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(会 議)

第6条 委員長は、原則として毎月1回、委員会を招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、大学事務局総務課（以下「総務課」という。）において行う。

2 総務課が行う庶務は、次のとおりとする。

(1) 委員会の招集事務

(2) 委員会議事録の作成及び保管

(3) 委員長の指示する事項

3 議事録は、3年間保存しておかなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員及び事務に従事する教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会及び常任理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成28年7月27日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は平成30年3月末までとする。